

EPIRBの誤発射防止等について

信越総合通信局航空海上課

救難設備であるEPIRBの適正な取扱等に関しましては、日ごろからご協力をお願いしているところですが、依然として不適切な廃棄処理や取扱上の不注意による誤発射が後を絶ちません。

この度、電波法が改正となり、EPIRB等の無線設備等を廃止した場合は、電波の発射の**防止措置を免許人の責任において**行うこととなりました。違反した場合は、罰則が適用されることがあります。(裏面参考条文のとおり)

EPIRBの誤発射は、海難救助のために向かう航空機や巡視船艇等の救助活動の妨げになることがあります。くれぐれも遭難信号の誤発射をすることのないよう、EPIRBの取扱については、次の点に留意していただきますようお願いします。



EPIRBの廃棄

- 1 誤発射をしないために、EPIRBのスイッチを「OFF」にして、ストッパー等でスイッチが「ON」にならないよう措置をしてください。
「OFF」のポジションが無い機器については、アンテナを取り外すか切断してください。
いずれの場合も、販売店、サービス業者、メーカー等の専門業者に依頼するなどして、内蔵された電池を取り外し、確実に誤発射防止の処置をしてください。
- 2 速やかに電波法に基づく無線局の廃止届又は変更届を信越総合通信局へ提出してください。
- 3 電池を取り外すなど、誤発射防止の処置をしたEPIRBは、それぞれの地方自治体が定める産業廃棄物に関する条例等に基づいて処理を行ってください。

EPIRBの取扱い

- 1 スwitchを「READY」状態のままEPIRBを移動させたり、水に濡らしたり、大きな振動を加えたりしないでください。
- 2 緊急時以外は、スイッチを「ON」にしないでください。
- 3 移動させる場合は、必ずスイッチを「OFF」にするか、発射停止機能の付いた収納ケース・取付け金具ごと移動させてください。
- 4 EPIRBの電池の有効期限の確認を含め、定期的に点検を行い、老朽化に対応して早めに機器の交換をしてください。

EPIRBを誤発射した場合の措置

万が一、間違えて電波を発射した場合は、直ちに海上保安庁の緊急通報118番に通報するか、最寄りの海上保安庁の海岸局に無線で連絡してください。最寄りの海上保安庁の海岸局に無線で連絡してください。

～参考条文～

・電波法第78条（電波の発射の防止）

無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。（平成23年3月1日施行）

・電波法施行規則第42条の2

法第78条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（以下、ただし書き省略）

無線設備	一 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	二～四（略）	五 その他の無線設備
必要な措置	電池を取り外すこと。	（略）	空中線を撤去すること。

・電波法第113条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1～17号略

18 第78条の規定に違反した者

以下 略

お問い合わせ先
信越総合通信局 航空海上課
電話026-234-9982